

20.6.-3

平成20年5月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第304号 差損金債務履行請求本訴事件

平成19年(ワ)第504号 損害賠償請求反訴事件

口頭弁論終結日 平成20年2月7日

判 決

東京都渋谷区神泉町9番1号

本訴原告・反訴被告 第一商品株式会社

(以下「原告」という。)

同代表者代表取締役 落 岩 邦 俊

同訴訟代理人弁護士 川 戸 淳 一 郎

同 上 滝 田 裕

本訴被告・反訴原告

(以下「被告」という。)

同訴訟代理人弁護士 山 崎 敏 彦

主 文

- 1 被告は、原告に対し、3328万9404円及びこれに対する平成18年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の本訴請求及び被告の反訴請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、本訴・反訴を通じ、被告の負担とする。
- 4 この判決は、主文第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 本訴請求

被告は、原告に対し、3328万9404円及びこれに対する平成18年1月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 反訴請求

原告は、被告に対し、2255万3424円及びこれに対する平成17年1月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件の本訴請求は、商品取引員である原告が、被告に対し、被告の委託を受けて行った商品先物取引による差損金残金3328万9404円及びこれに対する最終の弁済日の翌日である平成18年1月13日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。本訴請求において、被告は、原告の従業員の勧誘行為につき消費者契約法4条所定の取消事由があったとして、原告に対する取引委託の消費者契約法4条に基づく取消しを主張するほか、原告の従業員による不適格者に対する勧誘、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務違反等の違法行為であり、被告は、原告に対し、不法行為に基づき、被告が原告に対して預託した委託証拠金相当額2050万3424円と上記差損金3328万9404円の合計5379万2828円及び弁護士費用205万円の合計5584万2828円の損害賠償請求権を有するとして、同請求権と本訴請求に係る差損金支払請求権との相殺を主張している。

本件の反訴請求は、被告が、主位的に、上記損害賠償請求権の相殺後の残額である2050万3424円と弁護士費用205万円の合計2255万3424円及びこれに対する取引終了日である平成17年12月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、予備的に、上記消費者契約法4条に基づく取消しによる不当利得に基づき、利得金2050万3424円と弁護士費用205万円及び上記取消しの日の翌日である平成18年7月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実及び当事者が争うことを見らかにしない事実）

(1) 原告は、東京工業品取引所等の商品取引所に所属する商品取引員である。

被告は、昭和
であった者である。

生まれの男性であり、原告和歌山支店の顧客

- (2) 被告は、平成17年2月17日（以下、特に記載しない限り、月日は、平成17年のものである。），原告との間において、商品取引所の商品市場に上場されている取引を原告に委託して行う旨の契約（以下「本件委託契約」という。）を締結した。
- (3) 被告は、本件委託契約に基づき、同日から12月19日までの間、原告に委託して、別紙建玉分析表（ただし、同表No.301の取引の約定日付は12月2日の誤記であると認められる〔甲13の2〕。）のとおり、東京工業品取引所に上場されている金、銀、白金等の先物取引を行った（以下、この取引を「本件取引」という。）。本件取引における原告の担当者は、吉本征司（以下「吉本」という。）と滝谷次長（以下「滝谷」といい、吉本と併せて「吉本ら」という。）。
- (4) 本件取引が終了した12月19日時点において、被告の帳尻差損金の額は、合計5395万0836円であったところ、平成18年1月12日、上記差損金債務につき、金倉荷証券の売却による充当によって、2066万1432円が弁済され、3328万9404円の差損金債務が残存した。

2 争点

- (1) 本件取引の消費者契約法4条に基づく解除の可否（争点1）

（被告の主張）

ア 取消事由1（同法4条1項1号）

吉本らは、被告に本件取引を勧誘する際、「金が値下がりするはずはありません。」「金よりも先物取引の方がずっと儲かります。」「取引は任せて頂ければ結構です。」「お金は要りません。」などと、金の先物取引により、より確実に大きな利益を得られるかのような断定的判断の提供を行い、これにより、被告は、金の取引により大きな利益が得られることが確実である旨を誤認した。

イ 取消事由 2 (同法 4 条 2 項)

- (ア) 吉本らは、被告に本件取引を勧誘する際、金の価格が値上がりする旨を述べるとともに、原告は金の取引量が業界第1位であり、金の相場に関するところでは、プロ中のプロであることを宣伝していた。
- (イ) 原告は、12月ころの東京工業品取引所の金の先物取引価格が国際価格と乖離し、異様な高値を付けていて、早晚暴落する危険性が高い状況であったのにこれを被告に告げなかつた。また、原告は、12月ころ、東京工業品取引所の金の取引において、売玉のみを建てている状況であり、原告以外の商品取引員も同様の状況であったが、原告は被告に対しそのような状況である旨を告げなかつた。さらに、12月当時の東京工業品取引所の金の取引量は30万枚以上という異常なものであり、その買玉の99パーセントを一般委託者が占め、他方、売玉を持っているのは、商社や先物取引業者等の先物取引のプロであったが、そのような状況下では、売玉は、価格が暴落しない限り、差金決済されることはない一方、買玉は、必ず差金決済がされるため、買玉が大量に決済されて価格が暴落する可能性があった。しかるに、原告は、被告に対して、上記のような事情を告げなかつた。
- (ウ) 先物取引の経験のない被告は、原告により、利益な事実である(ア)の事実の告知と不利益な事実である(イ)の事実の不告知が行われた結果、上記(イ)の事実が存在しないとの誤認をし、本件取引を行つた。

ウ 取消しの意思表示

被告は、平成18年7月7日、原告に対し、同月10日到達の第1準備書面をもって、本件委託契約を取り消す旨の意思表示をした。

(原告の主張)

ア 取消事由 1 について

否認ないし争う。

イ 取消事由 2 について

- (ア) 12月ころの金の先物取引価格は、当時の金の現物価格と乖離したものであったものの、日本有数の相場情報誌は、金の先物取引価格の上昇を予想しており、東京工業品取引所の専務理事も上記のような価格の乖離を異常なものとはせず、取引臨時増証拠金を当面かけない旨を述べていたのであるから、金の先物価格が早晚暴落する状況にあったということはできない。
- (イ) また、原告が建てる自己玉は、① 委託玉の市場における場勘定の支払いをヘッジするために行うもの、② 委託玉について取引数量や売・買の別を間違えたときにそれらの間違いに対応するためのもの、③ ストップ値段で委託者が手仕舞いできないときにこれを緊急的に救済する等顧客の売買を成立させる相手方となるために行うものがある。このように原告の自己玉は一定の相場観に基づいて行われるものではないから、12月当時に原告が金の先物取引において売玉のみを建てていたことは、被告が本件取引を行うか否かについての判断に通常影響を及ぼすべき事項ということはできないし、被告がそのことを知っていたとしても、金の買玉を建てていたと考えられるから、原告による上記事情の不告知と被告の金の買い注文との間には因果関係がないというべきである。
- (ウ) 原告以外の商品取引員が12月ころの金の先物取引において売玉を建てていたのも上記(イ)と同様の事情からであったと考えられるし、商社が金の売り注文をしていたのも、金の現物価格と先物価格とが乖離していることから、売り注文をすることによって利益を確定するためであって、原告以外の商品取引員や商社が12月ころの金の先物取引において売玉のみを建てていたことは、被告が本件取引を行うか否かについての判断に通常影響を及ぼすべき事項ということはできないし、被告がそのことを知っていたとしても、金の買玉を建てていたと考えられるから、原告による上記事情の不告知と被告の金の買い注文との間には因果関係

がないというべきである。

(エ) 12月当時の金の先物取引の取引量が異常に多かったという点についても、売玉を建てていた商社が、先物取引価格の上昇が続いたために追証や場勘定等の資金繰りに困難を来たしたり、保有している現物を他に売却することができたなどの事情により売玉を決済する可能性もあったのであり、これによって金の先物取引価格が上昇することも考えられた。他方、一般委託者の金の買玉の決済は、一度に行われるものではないから、買玉の大部分が一般委託者によるものであることが金の先物取引価格の暴落の原因となるとは考え難い。

(2) 本件取引が錯誤により無効か。(争点2)

(被告の主張)

上記(1)の被告の主張イ(イ)の事実は、投機取引を行う者にとって極めて重要な問題であり、これらの事実を知つていれば被告は本件取引を行わなかつたら、本件取引は錯誤により無効である。

(原告の主張)

否認ないし争う。

(3) 本件取引が原告担当者の詐欺によるものか。(争点3)

(被告の主張)

ア 原告担当者は、被告に対して、いっぺんに何千万円も損することはないと虚偽の説明を行つており、被告は、かかる虚偽の説明によって本件取引を行つた。

イ 被告は、原告に対し、平成20年2月1日到達の同年1月30日付け準備書面をもつて、本件取引を取り消す旨の意思表示をした。

(原告の主張)

否認ないし争う。

(4) 本件取引の違法性の有無(争点4)

(被告の主張)

本件取引は、後記のような違法性を有するものであり、これらの原告の一連の行為は、社会的相当性を遙かに逸脱した違法性を帯びるものであって、被告に対する不法行為を構成するから、原告は被告に対して本件取引によって被告が被った損害を賠償する義務がある。

ア 不適格者に対する勧誘

被告は、特に資産もない会社員であり、先物取引の経験はなく、実質的には証券取引の経験もない者であった。また、被告は、元々、預金よりも安全な資産を保有する目的で原告から金を購入した者である。このように被告は、その属性や投機意思の点から先物取引の適格性を有するということはできず、原告の被告に対する勧誘は、不適格者に対する勧誘として違法性を帯びるというべきである。

イ 勧誘の際の説明義務違反

吉本らは、被告が投資経験の乏しいことを奇貨として、先物取引の有利な点のみを強調し、先物取引の危険性や詳しい仕組み等について全くといっていいほど説明することなく、先物取引を勧誘した結果、被告は、吉本らから言われるままに先物取引を行ったものであり、原告には説明義務違反の違法がある。

ウ 断定的判断の提供

吉本らは、被告に本件取引を勧誘する際、「金は値下がりするはずがない。」などと断定的判断の提供を行った。

エ 執拗勧誘・不当説明勧誘・違法な再勧誘

被告は、もともと金の現物を求めて原告からこれを購入し、吉本らに自宅に届けてもらったのであり、その際、先物取引の勧誘を受け、何度も断ったにもかかわらず、確実に儲かるものであって危険性がないものであるなどとして、長時間にわたって執拗に勧誘を受けた結果、本件取引を開始したものであり、このような原告の勧誘は、違法といるべきである。

オ 過大取引

原告は、本件取引によって生じた利益金を証拠金に振り替えて約700枚もの取引をさせたものであって、過大取引を勧誘したものとして違法性を帯びるというべきである。

力 過当取引

本件取引は、いくつもの商品について100枚単位で売買が繰り返され、その結果、売買益として1656万6400円が生じたにもかかわらず、委託手数料として6709万4514円を要したことから、最終的に5379万2828円の損失が生じているのである。このような取引は、手数料稼ぎのために相場の動向とは無関係に行われた背任的行為であつて、違法な過当取引である。

キ 両建

両建は、決済との比較で、必要証拠金を増やし、取引を複雑にするものであつて、顧客にとって有害無益である反面、先物取引業者にとっては、格好の客殺しの手法であり、本件取引においてもかかる両建が行われている。

ク 新規委託者保護義務違反

被告は、先物取引についての理解が極めて乏しいまま、当初から70枚、取引開始後1か月以内に170枚（建玉残高）という極めて大量の取引をさせられており、このような原告の勧誘は、新規委託者保護義務に違反するものである。

ケ 仕切回避・拒否

被告は、11月18日ころ、吉本らに対して、本件取引を止めるよう求めたにもかかわらず、吉本らは、被告を説得して取引を継続させており、これは違法な仕切拒否である。

コ 12月における説明義務違反

12月ころの金の先物取引市場は、総取引高が異常に多く、その内容も、大手商社が売玉を建て、一般委託者が買玉を建てているという状況で

あって、金の先物取引価格が暴落する危険性のある状態であった。また、同月9日には東京工業品取引所の専務理事が臨時記者会見を開き、臨時増証拠金をかけることは行わない旨を発表しており、このことは、當時、同取引所において臨時増証拠金をかけることを検討するほどの状況であったことを示すものである。さらに、一般委託者である被告が先物取引において唯一の頼みとする原告が、理由はともかく、被告の買玉とは、反対売買である売玉を建てており、金価格の暴落によって被告が大きな損失を被った場合には、原告が大きな利益を得るという取引状況にあった。被告は、資産保有のために金の現物取引を行おうとしていたのであるから、原告としては、当時の金の先物取引市場が上記のような暴落の危険性のある状況にあることや自らが被告とは反対売買の建玉を行っていることを被告に説明すべきであったが、原告は、被告にそのような説明を行わなかった。

(原告の主張)

ア 不適格者に対する勧誘

被告は、本件取引開始前に金地金14キログラムを購入しており、特に資産がないということはできない。また、被告は、株式会社に勤務する44歳の働き盛りの男性で、年収700万円を得ていたのであるから、不適格者であるということはできない。

イ 執拗勧誘・不当説明勧誘・違法な再勧誘

被告は、金地金購入後、金地金取引とは性質の異なる、証拠金取引であることを明示された上、商品先物取引の勧誘等を受けて、これを断っていないのであるから、原告による勧誘が執拗勧誘・不当説明勧誘・違法な再勧誘として違法であるということはできない。

ウ 勧誘の際の説明義務違反

吉本は、2月17日、滝谷とともに被告宅を訪問し、その際、金の先物取引を紹介し、先物取引が証拠金取引であり、少ない証拠金で利益を獲得することができる場合もある反面、商品価格の変動によっては証拠金以上

の損失を被ることがあることなど、先物取引の仕組みや基本的な特徴等を説明した。

エ 断定的判断の提供

否認ないし争う。

オ 過大取引・過当取引

被告の主張は、10か月間の本件取引期間において原告が約6700万円の手数料を取得した点を捉えて取引の違法を主張しているものと考えられる。しかし、貴金属相場が急落する前である12月12日時点では、金490枚の買玉、銀150枚の買玉、白金300枚の買玉、アルミ50枚の買玉の合計990枚の買玉が建てられ、その値洗いは約5900万円のプラスであって、同日までの累計取引損益は約1億1530万円であった。他方、同日までの取引によって原告が取得した手数料は約5610万円であり、本件取引における手数料全体の83.6パーセントである。これらのことからすれば、本件取引において、原告が被告の損失の上に手数料を取得したということはできない。

カ 両建

否認ないし争う。

キ 新規委託者保護義務違反

被告の主張からは、原告が具体的にどのような保護義務を負い、どのような保護義務違反が存したかは明らかでない。

ク 仕切回避・拒否

被告は、11月18日ころ、吉本らに対して、本件取引の手仕舞いを指示していない。

ケ 12月における説明義務違反

12月当時、貴金属相場の急落を予測・予見することは困難であった上、平成17年の貴金属相場は上昇基調にあったことから顧客に貴金属の買いを勧誘することには十分な合理性があった。また、確かに、原告は、

被告が買玉を建てていたのに対して、売玉を建てていたものの、これは、委託玉の市場における場勘定の支払をヘッジするなどのために行われたものであって、独自の相場観に基づいて利益を確保する目的で行っていたものではない。これらの事実に照らすと、原告が、12月、貴金属相場の暴落の危険性や自らが被告とは反対売買の売玉を建てていることを告げなかったことが説明義務違反になるということはできない。

(5) 被告の損害額又は損失額（争点5）

（被告の主張）

ア 不法行為の場合には、被告は、前記のような一連の違法行為によって5379万2828円の損害を被ったというべきであり、その損害額の1割弱である205万円が不法行為と相当因果関係を有する弁護士費用といえる。

イ 消費者契約法4条に基づく取消しによる不当利得の場合には、被告は、本件取引によって2050万3424円の損失を被ったといえ、本件取引は、実質的には不法行為というべきものであるから、この場合にも、弁護士費用として損失額の1割弱に相当する205万円を請求することができるというべきである。

（原告の主張）

否認ないし争う。被告が金14キログラムを購入した際の現物価格は、1グラム当たり1452円であったのに対し、本件取引の差損金に充当するため売却された平成18年1月12日時点での現物価格は1グラム当たり1968円であって、被告は、その値上がり分である1グラム当たり516円の利益を享受しており、この点は、被告の損害ないし損失の算定において考慮されるべきである。

(6) 過失相殺の可否・程度（争点6）

（原告の主張）

本件取引における被告の対応等からすれば、原告側の過失は、本件取引損

失全体の1割を超えることはないというべきである。

(被告の主張)

本件の原告による勧誘行為の違法の重大性等に照らせば、本件においては過失相殺を行うことは許されないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に証拠（甲1ないし20〔証拠に枝番があるものは、枝番を含む。以下、同じ。〕，証人吉本，被告本人）及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 被告の属性

被告は、昭和生まれの男性であり、高校を卒業後、株式会社に就職し、事務職に従事していた者である。被告は、本件取引以前には、商品先物取引を経験したことは一切なく、会社の持株会で株式を保有したことがあるほかは、証券取引の経験もなかった。かつた。本件取引当時、被告は、年収700万円程度の収入を得ており、母親名義の土地の上に自己名義の建物を所有し、2200万円程度の預金を有していた。

(2) 本件取引開始に至る経緯

ア 被告は、4月からペイオフが始まることから預金として資産を保有することが必ずしも安全ではないなどと考えていたところ、2月ころ、副島隆彦氏の著書である「預金封鎖」を読み、同書に、預金よりも金の現物を持つことが安全である、金は先物会社の方が安く購入することができるとの記述があり、同書に先物取引会社として原告の連絡先が記載されていたことから、原告に対し、同月9日に金取引に関する資料を請求した上、同月10日、原告に対し、原告の大坂支店に来店したい旨の意向を伝えた。そして、同月15日、原告大坂支店に来店し、購入価格2133万6000円で金地金14キログラムを購入した。

イ 吉本は、2月17日午前11時ころ、上司である滝谷とともに被告宅を訪れ、金地金14キログラムを被告に引き渡した。その際、吉本らは、被告に対し、「金が値下がりするはずがありません。」「金よりも先物取引の方がずっと儲かります。」「今は絶好の時期です。ちょうど、下がって上がり始めた時期ですから。」「取引は任せていただければ結構です。」などと言って、金の先物取引を勧誘した。

ウ 吉本は、被告に対し、先物取引は証拠金取引であり、一定の証拠金を納めることで当該商品取引を行うものであって、売りに対しては買い、買いに対しては売りという反対売買を行って差損益が発生する取引であること、商品先物取引は、少ない証拠金で利益を取得することができる可能性がある反面、商品価格の変動によっては証拠金以上の損失が発生することもある、ハイリスク・ハイリターンの取引であることなどを具体的な事例を交えて説明した。さらに、吉本は、被告に対し、商品先物取引委託のガイド・同別冊を交付し、これを示しながら、商品先物取引の仕組みやリスク等について説明した。その際、吉本は、新聞等で表示される価格と最低取引単位による価格との関係を説明し、金の場合、新聞等で表示される価格は1グラムの価格であるのに対し、最低取引単位である1枚の約定値段は1キログラムのものであり、仮に、金1枚の買建を行う場合には、総約定値段は、新聞等で表示される価格の1000倍になること、そのため、金1グラムの価格が例えば1400円の場合、金1枚の買建は、委託本証拠金6万円で、140万円の金を買っていることになり、仮に、金1グラムの値段が1600円に値上がりした場合には、手数料等を無視すれば、20万円の利益が発生することになるが、他方、1200円に値下がりすれば20万円の損失となること、建玉の値洗損が委託本証拠金の50パーセントを超えた場合には、当該証拠金の50パーセント相当額を入金しなければならず、相場予想が外れたときには、決済、追証拠金の入金、ナンピン及び両建の4つの対処方法があること、これらの方法の長所・短所等

を説明した。

工 被告は、吉本らからの説明を受けて、金が値上がりするものと考え、損をする可能性があることは認識したものと、いつでも取引を止めることができ、そうすれば大きな損をすることはないと考えて、金の先物取引を開始することとし、取引口座開設申込書（甲5）の勤務先名欄に「関西電力（株）難波営業所」、職種欄に「事務職」、資産の状況欄の流動資産欄に2400万円、収入状況（年収）欄に700万円、初回投資予定金額欄に420万円、投資可能金額欄に1000万円とそれぞれ記入し、希望する情報サービスとして「D I - II パソコンサービス」を選択して、同申込書に署名押印し、吉本に交付した。さらに、被告は、「私は貴社に対し、商品取引所の商品市場における取引の委託をするに際し、先物取引の危険性を了知した上で取引を執行する取引所の定める受託契約準則の規定に従って、私の決断と責任において取引を行うことを承諾したので、これを証するため、この約諾書を差入れます。」との記載のある約諾書（甲1）に署名押印し、これを吉本に交付した。

オ 吉本らは、午後3時ころまで被告宅にいたが、その間である午後2時ころ、審査部課員川端厚（以下「川端」という。）が、被告に架電し、上記口座開設申込書の記載内容を確認するとともに、先物取引がハイリスク・ハイリターンな取引であること、プラスの場合には大きな利益になる反面、マイナスの場合には委託証拠金以上の多額の損失となる危険性もあることなどを告げた。これに対し、被告は、一度に何千万円単位で損してしまう可能性があるかを質問し、川端から、一度に何千万円単位の損が出るわけではないが、商品を買っていてストップ安となった場合には証拠金以上の損が出ることは計算上はあるなどと言われたが、この点に関する明確な回答を求めたりすることはなく、これを了解した。また、被告は、川端に対し、下がってきた場合には買い注文をしなくてもよいのかを質問し、川端から、止めたいと思ったら注文を出さなくてもよいこと、売買報告書

及び売買計算書が届くこと、月に1度残高照合通知書が届くので内容を確認の上回答書を返送して欲しいことを告げられ、これを了解した。さらに、会話の最後には、川端は、被告に対し、追証拠金がかかった場合において、取引を継続し相場が回復しないときには、取引を継続している以上、損が発生する可能性があるので、十分に考えた上で取引を行って頂きたいと伝え、被告との会話を終了した。

(3) 12月までの本件取引の経過

ア 被告は、2月17日、被告に金の現物7キログラムを預託し、金70枚の新規買いを注文した（甲20の1）。被告は、当初、滝谷から、金の現物10キログラムを預託証拠金とすることを勧められたものの、10キログラムを預託することは多すぎると考え7キログラムを預託することにした。そして、翌日には、滝谷の勧めにより、金が上昇傾向にあるとして買い増しを勧められて金40枚の買い注文をした。

イ 吉本は、2月23日、被告宅を訪問し、CFTCの米国商品先物取引委員会のデータに基づいて金価格の見通しを話して金の買い増しを勧め、被告は、これに応じて、金地金3キログラムを預託し、翌24日執行ということで金40枚の買い注文を行った（甲20の2）。被告は、同日にも吉本から金の買い増しを勧められて、金10枚の買い建てを注文した。

ウ 吉本は、3月1日に被告宅を訪問して当時の金の状況等を被告に説明した。

エ 被告は、3月7日、吉本から勧められて、金30枚の売り決済を行い、約45万円の売買益が出た。被告は、同月14日にも、吉本から勧められて、金40枚の買い注文を行った。その後、被告は、吉本から勧められて、5月2日に金80枚、同月6日に金40枚、同月10日に金20枚の各買い注文を行った。

オ 吉本は、4月19日、審査部の川端を同行して、被告宅を訪問し、金その他の貴金属の状況を説明するなどした。その際、川端は、被告に対し、

本件取引の当時の状況を説明するとともに、少しの値動きでも損益は大きくなることなど先物取引のリスクについて再度確認を行ったが、被告は、先物取引の仕組みなどの理解について問題のない様子であった（甲6の1）。その際、被告は、① 4月19日現在の取引状況として、預かり証拠金が現金43万9701円・代用1037万円であること、必要証拠金が1020万円であること、取引内容が金の買玉170枚であること、値洗いが276万円のプラスであること、仮手数料が209万2104円であること、仮精算残高が1147万7597円であることなどが記載され、② その下に、「商品先物取引は元本保証ではありません。」「相場の変動により、追証拠金の増証拠金が必要になることがあります。」「担当者より、提供される相場観は確実ではありません。」「貴社審査部課員川端厚より、本日、上記各項目について説明を受け確認するとともに、今後も無理のない資金の範囲内で、自己の責任において取引を行います。」と記載された確認書と題する書面（甲6の2）に署名押印して交付した。また、被告は、同日、地金評価が増加したことから投資可能額を1000万円から1200万円に修正する旨の申請書（甲7）を原告に差し入れた。

カ 被告は、吉本から白金は持っているだけで利益になるなどと勧められて、6月13日に白金30枚の買い注文を、翌14日にも、吉本から勧められて、白金30枚の買い注文をそれぞれ行い、さらに、その直ぐ後にも、吉本から勧められて、白金40枚の買い注文を行った。被告は、同日、吉本から勧められて金120枚の売り決済を行った。

キ 被告は、6月17日、吉本から、アメリカのCFTCというファンドの買い越しが10万枚を超えたため相場が下がるなどと勧められて、金70枚の売り注文を行い、同月20日には、滝谷の勧めに応じて、金50枚の売り注文を行った。

ク 被告は、7月6日、吉本から、夏になるとアルミの価格が上がるなどと

勧められて、アルミ100枚の買い注文を行うとともに、吉本から勧められて、金100枚の売り決済を行った。

ケ 被告は、7月7日、吉本から勧められ、アルミ100枚の売り決済を行うとともに、白金50枚の買い注文を行った。被告は、同月13日、吉本から、金の価格が上昇してきたなどとして勧められて、金50枚の買い決済を行った。

コ 被告は、吉本からの勧めにより、7月21日に白金50枚の売り決済を行い、翌22日には、アルミ50枚の買い決済を行うとともに、金50枚の買い注文をし、8月9日、金180枚の売り決済をした。また、同日、被告は、原告に預けていた証拠金から10万円を引き出した。

サ 被告は、9月8日、吉本から勧められて銀20枚の買い注文をし、同月21日、上記20枚と同月15日に購入した銀合計30枚の合計50枚の売り決済をした。

シ 被告は、吉本からの勧めにより、9月22日に金80枚と白金30枚を購入し、同月26日に金50枚と白金50枚の売り決済をした。

ス 被告は、10月26日、吉本から、外国の発表で白金が上がるということであり、白金とパラジウムが同じような値動きをするなどとして勧められて、パラジウム100枚の買い注文を出した。

セ 被告は、11月14日、滝谷からの勧めにより、金100枚の買い注文と金50枚の売り決済をしたが、さらに、滝谷から、金100枚の購入を勧められたものの、建玉数が多くなりすぎて心配になり、滝谷の勧めを断った。

ソ 被告が11月18日に滝谷に対して本件取引を止めたいと申し出たため、吉本は、同日、被告宅を訪問したが、被告は、吉本に対し、取引のことで睡眠不足であることなどを話した後、吉本から現状の説明等を受けて、取引を継続することとした。

(4) 12月以降の本件取引の経過